

○経済産業省令第六十七号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月二十九日

経済産業大臣 世耕 弘成

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第六条 法第七条第三項の経済産業省令で定める事項は、工場等を設置している者が設置している全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）及びその設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）とする。</p> <p>（特定事業者に係る指定の取消しの申出）</p> <p>第七条 「略」</p>	<p>第五条の二 法第七条第三項の経済産業省令で定める事項は、工場等を設置している者が設置しているすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）及びその設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）とする。</p> <p>（特定事業者に係る指定の取消しの申出）</p> <p>第五条の三 「略」</p>

(エネルギー管理統括者の選任)

第八条 法第八条第一項、第十九条第一項又は第三十条第一項の規定によるエネルギー管理統括者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二 「略」

2 特定事業者は、法第十五条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

3 特定連鎖化事業者(当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。)は、法第二十六条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該特定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合

(エネルギー管理統括者の選任)

第六条 法第七条の二第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定によるエネルギー管理統括者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二 「略」

2 特定事業者は、法第十四条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。第四項において同じ。)の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

3 前項の規定は特定連鎖化事業者に準用する。この場合において、「法第十四条第一項」とあるのは「法第十九条の二第一項において準用する法第十四条第一項」と、「その設置している工場等」とあるのは「その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と読み替えるものとする。

には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

4 認定管理統括事業者は、法第三十七条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十一条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該認定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

5 前三項の承認を受けようとする特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者（以下「特定事業者等」という。）は、様式第三に次の書類を添えて、経済産業大臣（当該特定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。第十三条第二項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。

〔新設〕

4 前二項の承認を受けようとする特定事業者又は特定連鎖化事業者（以下「特定事業者等」という。）は、様式第三に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

ばならない。

- 一 前三項の選任を必要とする理由を記載した書類
- 二 前三項の規定により選任するエネルギー管理統括者の執務に関する説明書

(エネルギー管理統括者の業務)

第九条 法第八条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること
- 二 特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること
- 三 「略」
- 四 第三十六条の報告書の作成事務及び法第六十二条第三項の報告の作成事務に関すること

第十条 法第十九条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること
- 二 特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること

- 一 前二項の選任を必要とする理由を記載した書類
- 二 前二項の規定により選任するエネルギー管理統括者の執務に関する説明書

(エネルギー管理統括者の業務)

第六条の二 法第七条の二第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること
- 二 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること
- 三 「略」
- 四 第十七条の報告書の作成事務及び法第八十七条第三項の報告の作成事務に関すること

〔新設〕

三 エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等  
四 第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十二条第三項の報告の作成事務に関すること

第十一条 法第三十条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 認定管理統括事業者が設置している工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次号において同じ。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次号において同じ。）におけるエネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること

二 認定管理統括事業者が設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること

三 エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等  
四 第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十二条第三項の報告の作成事務に関すること

（エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出）

第十二条 法第八条第三項、第十九条第三項又は第三十条第三項の規定による届出は、エネルギー管理統括者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。

〔新設〕

（エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出）

第六条の三 法第七条の二第三項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、エネルギー管理統括者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。

(エネルギー管理企画推進者の選任)

第十三条 法第九条第一項、第二十条第一項又は第三十一条第一項の規定によるエネルギー管理企画推進者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二 「略」

2 特定事業者等は、法第八条第一項、第十九条第一項又は第三十条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理企画推進者として選任することができる。

3 「略」

(資質の向上を図るための講習の期間)

第十四条 法第九条第二項、第二十条第二項又は第三十一条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日(エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第二項、第二十条第二項又は第三十一条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日)の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理企画推進者に選任された日の属

(エネルギー管理企画推進者の選任)

第六条の四 法第七条の三第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定によるエネルギー管理企画推進者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二 「略」

2 特定事業者等は、法第七条の二第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該特定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。次項において同じ。)の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理企画推進者として選任することができる。

3 「略」

(資質の向上を図るための講習の期間)

第六条の五 法第七条の三第二項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第十三条第一項第一号(法第十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する講習を受けた日(エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第十三条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日)の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合

する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一 法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

(エネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出)

第十五条 法第九条第三項、第二十条第三項又は第三十一条第三項の規定による届出は、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。

(第一種エネルギー管理指定工場等その他の工場等に係る指定の取消しの申出)

第十六条 法第十条第二項、第二十一条第二項、第三十二条第二項又は第四十条第二項の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

(エネルギー管理者の選任)

第十七条 法第十一条第一項、第二十二條第一項、第三十三條第

には、エネルギー管理企画推進者に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一 法第十三条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第十三条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

(エネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出)

第六条の六 法第七条の三第四項において準用する法第七条の二第三項の規定による届出は、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してなければならない。

(第一種エネルギー管理指定工場等に係る指定の取消しの申出)

第七条 法第七条の四第二項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してなければならない。

(エネルギー管理者の選任)

第八条 法第八条第一項(法第十九条の二第一項において準用す

一項又は第四十一条第一項の規定によるエネルギー管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二 「略」

2 第一種特定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

3 第一種特定連鎖化事業者は、その設置している第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十九条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種特定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

4 第一種認定管理統括事業者は、その設置している第一種管理

する場合を含む。）の規定によるエネルギー管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二 「略」

2 第一種特定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。次項及び第十一条において同じ。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

〔新設〕

〔新設〕



統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種認定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

5 第一種管理関係事業者は、その設置している第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十一条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種管理関係事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

6 前四項の承認を受けようとする第一種特定事業者、第一種特定連鎖化事業者、第一種認定管理統括事業者又は第一種管理関係事業者（以下「第一種特定事業者等」という。）は、様式第六に次の書類を添えて、経済産業大臣（当該第一種特定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場

〔新設〕

3 前項の承認を受けようとする第一種特定事業者は、様式第六に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）  
に提出しなければならない。

- 一 前四項の選任を必要とする理由を記載した書類
- 二 前四項の規定により選任するエネルギー管理者の執務に関する説明書

(エネルギー管理者の業務)

第十八条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第十九条 法第二十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第二十条 法第三十三条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第六十二条第三項の報告に係る書類の作成

- 一 前項の選任を必要とする理由を記載した書類
- 二 前項の規定により選任するエネルギー管理者の執務に関する説明書

[新設]

[新設]

[新設]

第二十一条 法第四十一条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第六十二条第三項の報告に係る書類の作成

(エネルギー管理者の選任又は解任の届出)

第二十二条 法第十一条第二項、第二十二條第二項、第三十三條第二項又は第四十一條第二項の規定による届出は、エネルギー管理者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。

〔削る〕

(エネルギー管理員の選任)

第二十三条 法第十二條第一項、第十四條第一項、第二十三條第一項、第二十五條第一項、第三十四條第一項、第三十六條第一項、第四十二條第一項又は第四十四條第一項の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

〔新設〕

(エネルギー管理者の選任又は解任の届出)

第九条 法第八条第二項(法第十九條の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、エネルギー管理者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してなければならない。

(エネルギー管理者の業務)

第十条 法第十一条(法第十九條の二第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第十七條の報告書に係る書類の作成及び法第八十七條第三項の報告に係る書類の作成

(エネルギー管理員の選任)

第十一条 法第十三條第一項(法第十九條の二第一項において準用する場合を含む。)の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二 「略」

2 第一種指定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種指定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

3 第二種特定事業者は、その設置している第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十五条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第二種特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

4 第一種指定連鎖事業者は、その設置している第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十六条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（

一・二 「略」

2 第一種指定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十四条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

〔新設〕

〔新設〕

当該第一種指定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

5 第二種特定連鎖化事業者は、その設置している第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十七条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第二種特定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

6 第一種指定管理統括事業者は、その設置している第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十八条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種指定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しく

〔新設〕

〔新設〕

はエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

7|| 第二種認定管理統括事業者は、その設置している第二種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十九条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第二種認定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

8|| 第一種指定管理関係事業者は、その設置している第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第三十条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種指定管理関係事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

9|| 第二種管理関係事業者は、その設置している第二種管理関係

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化  
に關し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用  
の方法の改善及び監視並びに第三十一条に定める業務を管理す  
る上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（  
当該第二種管理関係事業者の主たる事務所が一の経済産業局の  
管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管  
轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二  
号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネル  
ギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー  
管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任する  
ことができる。

10 前八項の承認を受けようとする第一種指定事業者、第二種特  
定事業者、第一種指定連鎖化事業者、第二種特定連鎖化事業者  
、第一種指定管理統括事業者、第二種認定管理統括事業者、第  
一指定管理関係事業者又は第二種管理関係事業者（以下「第  
一指定事業者等」という。）は、様式第六に次の書類を添え  
て、経済産業大臣（当該第一種指定事業者等の主たる事務所が  
一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事  
務所の所在地を管轄する経済産業局長。）に提出しなければな  
らない。

- 一 前八項の選任を必要とする理由を記載した書類
- 二 前八項の規定により選任するエネルギー管理員の執務に關  
する説明書

（エネルギー管理員の業務）

第二十四条 法第十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、  
次のとおりとする。

- 一 第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使

3 前項の承認を受けようとする第一種指定事業者は、様式第六  
に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない  
。

- 一 前項の選任を必要とする理由を記載した書類
- 二 前項の規定により選任するエネルギー管理員の執務に關  
する説明書

〔新設〕

用の合理化に関する設備の維持に関すること

- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第二十五条 法第十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、

次のとおりとする。

- 一 第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第二十六条 法第二十三条第一項の経済産業省令で定める業務は

次のとおりとする。

- 一 第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第二十七条 法第二十五条第一項の経済産業省令で定める業務は

次のとおりとする。

- 一 第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第二十八条 法第三十四条第一項の経済産業省令で定める業務は

次のとおりとする。

- 一 第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]



ギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第二十九条 法第三十六条第一項の経済産業省令で定める業務は

次のとおりとする。

- 一 第二種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第三十条 法第四十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、

次のとおりとする。

- 一 第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第三十一条 法第四十四条第一項の経済産業省令で定める業務は

次のとおりとする。

- 一 第二種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第六十二条第三項の報告に係る書類の作成

(資質の向上を図るための講習の期間)

第三十二条 法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二

[新設]

[新設]

[新設]

(資質の向上を図るための講習の期間)

第十二条 法第十三条第二項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める期間は、エネルギー

項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理員に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理員に選任されている者が法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一 法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

（エネルギー管理員の選任又は解任の届出）

第三十三条 法第十二条第三項、第十四条第三項、第二十三条第三項、第二十五条第三項、第三十四条第三項、第三十六条第三項、第四十二条第三項又は第四十四条第三項の規定による届出は、エネルギー管理員の選任又は解任があつた日後の最初の七

ギ―管理員に選任されている者が法第十三条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理員に選任されている者が法第十三条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一 法第十三条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第十三条第二項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

（エネルギー管理員の選任又は解任の届出）

第十三条 法第十三条第三項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、エネルギー管理員の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。

月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。

「削る」

（第二種エネルギー管理指定工場等その他の工場等に係る指定の取消しの申出）

第三十四条 法第十三条第二項、第二十四条第二項、第三十五条第二項又は第四十三条第二項の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

（中長期的な計画の提出）

第三十五条 法第十五条第一項、第二十六条第一項又は第三十七条第一項の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度七月末日までに、様式第八による計画書一通により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、計画を提出しようとする年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して次に掲げる要件のいずれかを満たす者は、当該要件のい

（エネルギー管理員の業務）

第十四条 法第十三条第四項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）において準用する法第十一条の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二 第十七条の報告書に係る書類の作成及び法第八十七条第三項の報告に係る書類の作成

「新設」

（中長期的な計画の提出）

第十五条 法第十四条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による計画の提出は、毎年度七月末日までに、様式第八による計画書一通により行わなければならない。

「新設」

ずれかを満たしている限りにおいて、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者、特定連鎖事業者又は認定管理統括事業者が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。

一 エネルギーの使用の効率（その効率を算定しようとする年度に係るエネルギーの使用に係る原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。第三十七条第七号において同じ。）が九十九パーセント以下であること。

二 エネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準（以下「判断基準」という。）に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値が判断基準に掲げる目指すべき水準を達成していること。

「削る」

（定期の報告）

第三十六条 法第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第九による報告書一通を提出してしなければならない。

第三十七条 法第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前年度のエネルギーの使用量が令第六条で定める数値以上

第十六条 削除

（定期の報告）

第十七条 法第十五条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第九による報告書一通を提出してしなければならない。

第十八条 法第十五条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前年度のエネルギーの使用量が令第六条で定める数値以上

の工場等（第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等を除く。）にあつては、その使用量

三・四 「略」

五 判断基準の遵守状況及び電気の需要の平準化に資する措置に関する法第五条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

六〇九 「略」

第三十八条 「略」

「削る」

「削る」

「削る」

の工場等（第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等を除く。）にあつては、その使用量

三・四 「略」

五 エネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準（以下「判断基準」という。）の遵守状況及び電気の需要の平準化に資する措置に関する同条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

六〇九 「略」

第十八条の二 「略」

第十九条 削除

第二十条 削除

（第二種エネルギー管理指定工場等に係る指定の取消しの申出）  
第二十一条 法第十七条第二項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

（準用規定）

「削る」

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の条件に関する事項）

第三十九条 法第十八条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一・二 「略」

2 「略」

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出）

第四十条 法第十八条第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。

第四十一条 法第十八条第二項の経済産業省令で定める事項は、連鎖化事業者が設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合数量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）並びに連鎖化事業者が設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量（次年度以降におけるエ

第二十二條 第十一條から第十三條までの規定は、第二種特定事業者に準用する。

2 第十四條の規定は、法第十八條第二項の規定により準用される法第十一條の経済産業省令で定める業務に準用する。

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の条件に関する事項）

第二十二條の二 法第十九條第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一・二 「略」

2 「略」

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出）

第二十二條の三 法第十九條第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。

第二十二條の四 法第十九條第二項の経済産業省令で定める事項は、連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合数量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）並びに連鎖化事業者が設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量（次年度以降に

エネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量」とする。

(特定連鎖化事業者に係る指定の取消の申出)

第四十二条 法第十八条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

(密接関係者の要件)

第四十三条 法第二十九条第一項に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 自らが発行済株式の全部を有する株式会社又はこれに類する法人等
- 二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社又はこれに類する法人等
- 三 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第五項に規定する関連会社又はこれに類する法人等

(認定管理統括事業者の認定)

第四十四条 法第二十九条第一項の規定による認定を受けようとする工場等を設置している者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第十による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、法第二十九条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第二項の定めを照らしてその内容を審査し、認定管理統括事業者の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月

におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量」とする。

(特定連鎖化事業者に係る指定の取消の申出)

第二十二條の五 法第十九条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してなければならない。

[新設]

[新設]

以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき認定する。」

3 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（認定管理統括事業者の認定の取消し）

第四十五条 経済産業大臣は、法第二十九条第二項の規定により認定管理統括事業者の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による書面を当該認定が取り消される法第二十九条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

[新設]

（密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している要件）

第四十六条 法第二十九条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める要件は、密接関係者との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行っていることとする。

[新設]

一 工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針

二 工場等におけるエネルギーの使用の合理化を行うための体制

三 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法

（連携省エネルギー計画の認定の申請）



第四十七条 法第四十六条第一項の規定により連携省エネルギー計画の認定を受けようとする工場等を設置している者及び他の工場等を設置している者（次条において「申請者」という。）は、共同で、様式第十三による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

[新設]

（連携省エネルギー計画の認定）

第四十八条 経済産業大臣は、法第四十六条第一項の規定により連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

[新設]

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十六条第四項の規定に基づき認定する。」

2 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十四による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（認定連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請及び認定

第四十九条 法第四十七条第一項の規定により連携省エネルギー

[新設]

計画の変更の認定を受けようとする法第四十六条第一項の認定を受けた者（以下この条、次条第二項及び第五十一条において「認定者」という。）は、様式第十五による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2|| 前項の申請書及びその写しの提出は、法第四十六条第一項の認定に係る連携省エネルギー計画（法第四十七条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定連携省エネルギー計画」という。）の写しを添付して行わなければならない。

3|| 経済産業大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第四十七条第四項において準用する法第四十六条第四項の定めを照らし、その内容を審査し、当該連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として認定者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十七条第四項において準用する同法第四十六条第四項の規定に基づき認定する。」

4|| 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十六による通知書を認定者に交付するものとする。

（軽微な変更）

第五十条 法第四十七条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第四十六条第四項の認定を受けた者の名称又は住所の変更
  - 二 前号に掲げるもののほか、連携省エネルギー計画の実施に支障がないと経済産業大臣が認める変更
- 2|| 法第四十七条第二項の規定により認定連携省エネルギー計画

〔新設〕

の軽微な変更に係る届出をしようとする認定者は、様式第十七による届出書を提出して行わなければならない。

(認定連携省エネルギー計画の認定の取消し)

第五十一条 経済産業大臣は、法第四十七条第三項の規定により認定連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八による書面を当該認定が取り消される認定者に交付するものとする。

(定期の報告)

第五十二条 法第四十九条の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第十九による報告書一通を提出してしなければならない。

第五十三条 法第四十九条の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一 エネルギーの種類別の使用量及び販売した副生エネルギーの量並びにそれらの合計量(法第四十六条第四項(法第四十七条第四項にて準用する場合を含む。))の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。)

二 生産数量(これに相当する金額を含む。))又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(法第四十六条第四項(法第四十七条第四項にて準用する場合を含む。))の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。

三 エネルギーの使用の効率(法第四十六条第四項(法第四十七条第四項にて準用する場合を含む。))の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。)

[新設]

[新設]

[新設]

(確認調査の申請)

第五十四条 法第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項又は第八十三条第一項に規定する確認調査を受けようとする者は、登録調査機関の定めるところにより、確認調査申請書を当該登録調査機関に提出しなければならない。

(調査事項)

第五十五条 法第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項又は第八十三条第一項に規定する確認調査は、前年度における第三十七条各号に掲げる事項について行うものとする。

(書面の交付)

第五十六条 法第八十条第二項、第八十一条第二項、第八十二条第二項又は第八十三条第二項の規定による書面の交付は、様式第二十による書面を交付して行うものとする。

(報告)

第五十七条 法第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項又は第八十三条第三項の規定による報告は、様式第二十一による報告書一通を提出してしなければならない。

(登録の申請)

第五十八条 法第八十四条の規定により登録の申請をしようとする者(以下「登録申請者」という。)は、様式第二十二による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 「略」

(確認調査の申請)

第二十三条 法第二十条第一項に規定する確認調査を受けようとする者は、登録調査機関の定めるところにより、確認調査申請書を当該登録調査機関に提出しなければならない。

(調査事項)

第二十四条 法第二十条第一項に規定する確認調査は、前年度における第十八条各号に掲げる事項について行うものとする。

(書面の交付)

第二十五条 法第二十条第二項の規定による書面の交付は、様式第十による書面を交付して行うものとする。

(報告)

第二十六条 法第二十条第三項の規定による報告は、様式第十一による報告書一通を提出してなければならない。

(登録の申請)

第二十七条 法第三十九条の規定により登録の申請をしようとする者(以下「登録申請者」という。)は、様式第十二による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 「略」

三 登録申請者が法第八十五条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 「略」

五 法第八十六条第一項第二号イに規定する部門（以下「確認調査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）の組織を明らかにする書類  
六・七 「略」

八 法第八十六条第一項第二号ロに規定する文書として、第六

十二条に規定する標準作業書及び次に掲げる文書

イ〜ニ 「略」

九 「略」

（登録の更新の手續）

第五十九条 法第八十七条の規定により、登録調査機関が登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

（確認調査部門管理者の業務）

第六十条 確認調査部門管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 「略」

三 確認調査について第六十二条に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により確認調査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

四 「略」

（信頼性確保部門の業務）

第六十一条 信頼性確保部門は、次に掲げる業務を行うものとする

三 登録申請者が法第四十条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 「略」

五 法第四十一条第一項第二号イに規定する部門（以下「確認調査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）の組織を明らかにする書類  
六・七 「略」

八 法第四十一条第一項第二号ロに規定する文書として、第三

十一条に規定する標準作業書及び次に掲げる文書

イ〜ニ 「略」

九 「略」

（登録の更新の手續）

第二十八条 法第四十二条の規定により、登録調査機関が登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

（確認調査部門管理者の業務）

第二十九条 確認調査部門管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 「略」

三 確認調査について第三十一条に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により確認調査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

四 「略」

（信頼性確保部門の業務）

第三十条 信頼性確保部門は、次に掲げる業務を行うものとする

る。

- 一 第五十八条第八号口の文書に基づき、確認調査の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。
- 二 第五十八条第八号ハの文書に基づき、精度管理を行うとともに、当該文書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。
- 三・四 [略]

(確認調査の方法)

第六十二条 法第八十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した標準作業書に基づく書類調査及び現地調査による方法とする。

一〇五 [略]

(利害関係を有する事業者)

第六十三条 法第八十八条第三項の経済産業省令で定める登録調査機関と著しい利害関係を有する事業者は、次に掲げる者とする。

一〇五 [略]

(事業所の変更の届出)

第六十四条 登録調査機関は、法第八十九条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第二十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(調査業務規程の届出)

第六十五条 登録調査機関は、法第九十条第一項前段の規定による届出をするときは、確認調査の業務を開始しようとする日の

。

- 一 第二十七条第八号口の文書に基づき、確認調査の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。
- 二 第二十七条第八号ハの文書に基づき、精度管理を行うとともに、当該文書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。
- 三・四 [略]

(確認調査の方法)

第三十一条 法第四十三条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した標準作業書に基づく書類調査及び現地調査による方法とする。

一〇五 [略]

(利害関係を有する事業者)

第三十二条 法第四十三条第三項の経済産業省令で定める登録調査機関と著しい利害関係を有する事業者は、次に掲げる者とする。

一〇五 [略]

(事業所の変更の届出)

第三十三条 登録調査機関は、法第四十四条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(調査業務規程の届出)

第三十四条 登録調査機関は、法第四十五条第一項前段の規定による届出をするときは、確認調査の業務を開始しようとする日

二週間前までに、様式第二十四による届出書に当該届出に係る調査業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(調査業務規程の変更の届出)

第六十六条 登録調査機関は、法第九十条第一項後段の規定による変更の届出をするときは、様式第二十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(調査業務規程の記載事項)

第六十七条 法第九十条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 [略]

五 法第八十条第二項、第八十一条第二項、第八十二条第二項

又は第八十三条第二項の規定による書面の交付に関する事項

六 九 [略]

十 財務諸表等（法第九十二条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。）の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十一 [略]

(業務の休廃止)

第六十八条 登録調査機関は、法第九十一条の規定により確認調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第二十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

の二週間前までに、様式第十四による届出書に当該届出に係る調査業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(調査業務規程の変更の届出)

第三十五条 登録調査機関は、法第四十五条第一項後段の規定による変更の届出をするときは、様式第十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(調査業務規程の記載事項)

第三十六条 法第四十五条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 [略]

五 法第二十条第二項の規定による書面の交付に関する事項

六 九 [略]

十 財務諸表等（法第四十七条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。）の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十一 [略]

(業務の休廃止)

第三十七条 登録調査機関は、法第四十六条の規定により確認調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第六十九条 法第九十二条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第九十二条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録調査機関が定めるものとする。

一・二 「略」

(帳簿)

第七十条 法第九十七条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 「略」

三 確認調査を行った特定事業者等又は法第四十六条第一項の認定を受けた者(特定事業者等を除く。)の主たる事務所及び特定事業者等の設置している第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の名称及び所在地

四〇六 「略」

七 第五十八条第八号ニの研修に関する記録

八 第六十一条第一号の内部点検及び同条第二号の精度管理の結果(改善措置が必要な場合にあつては、当該改善措置の内容を含む。)に関する記録

2 登録調査機関は、法第九十七条第二項の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

第三十八条 法第四十七条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第四十七条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録調査機関が定めるものとする。

一・二 「略」

(帳簿)

第三十九条 法第五十一条において準用する法第三十三条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 「略」

三 確認調査を行った特定事業者等の主たる事務所及び特定事業者等の設置している第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の名称及び所在地

四〇六 「略」

七 第二十七条第八号ニの研修に関する記録

八 第三十条第一号の内部点検及び同条第二号の精度管理の結果(改善措置が必要な場合にあつては、当該改善措置の内容を含む。)に関する記録

2 登録調査機関は、法第五十一条において準用する法第三十三条第二項の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三



(電磁的方法による保存)

第七十一条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第九十七条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 「略」

(公示)

第七十二条 「略」

(貨物の輸送の方法等を実質的に決定している要件)

第七十三条 法第一百五条第二号の経済産業省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 貨物を受け取る者にあつては、貨物の受取を行う日時及び場所並びに貨物の輸送方法を決定していること。
- 二 貨物を引き渡す者にあつては、貨物の引渡しを行う日時及び場所並びに貨物の輸送方法を決定していること。

(準荷主が荷主に行う指示事項)

第七十四条 法第六十六条第三項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 貨物を受け取る者にあつては、貨物の受取を行う日時及び場所
- 二 貨物を引き渡す者にあつては、貨物の引渡しを行う日時及

年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第四十条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第五十一条において準用する法第三十三条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 「略」

(公示)

第四十一条 「略」

〔新設〕

〔新設〕

## ひ場所

（特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出）

第七十五条 法第九十九条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第二十七による届出書一通を提出してしなければならない。

第七十六条 法第九十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度の貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（次年度以降における当該貨物の輸送量が令第十二条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度の当該貨物の輸送量）とする。

（特定荷主に係る指定の取消しの申出）

第七十七条 法第九十九条第三項の規定による申出は、様式第二十八による申出書一通を提出してしなければならない。

（中長期的な計画の提出）

第七十八条 法第一百十条又は第一百四十四条の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十九による計画書一通により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、計画を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率（その効率を算定しようとする年度に係るエネルギー

（特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出）

第四十二条 法第六十一条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第十七による届出書一通を提出してしなければならない。

第四十三条 法第六十一条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度の貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（次年度以降における当該貨物の輸送量が令第十条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度の当該貨物の輸送量）とする。

（特定荷主に係る指定の取消しの申出）

第四十四条 法第六十一条第三項の規定による申出は、様式第十八による申出書一通を提出してしなければならない。

（計画の提出）

第四十五条 法第六十二条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第十九による計画書一通により行わなければならない。

〔新設〕

ルギーの使用に係る原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。以下この項及び第八十条第四号において同じ。が九十九パーセント以下である者は、前年度のエネルギーの使用の効率が九十九パーセント以下である限りにおいて、最後に計画を提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定荷主又は認定管理統括荷主（以下「特定荷主等」という。）が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十九による計画書一通を提出すればよい。

（定期の報告）

第七十九条 法第百十一条第一項又は第百十五条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第三十による報告書一通を提出してしなければならない。

第八十条 法第百十一条第一項又は第百十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 「略」
- 二 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第七十七条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置
- 三 五 「略」

（密接関係荷主の要件）

第八十一条 法第百十三条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 自らが発行済株式の全部を有する株式会社又はこれに類す

（定期の報告）

第四十六条 法第六十三条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第二十による報告書一通を提出してしなければならない。

第四十七条 法第六十三条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 「略」
- 二 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第五十九条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置
- 三 五 「略」

〔新設〕

る法人等

二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社又はこれに類する法人等

三 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第五項に規定する関連会社又はこれに類する法人等

（認定管理統括荷主の認定）

第八十二条 法第十三条第一項の規定による認定を受けようとする荷主（以下この条において「申請者」という。）は、様式三十一による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、法第十三条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第二項の定めを照らしてその内容を審査し、認定管理統括荷主の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十三条第一項の規定に基づき認定する。」

3 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十二による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（認定管理統括荷主の認定の取消し）

第八十三条 経済産業大臣は、法第十三条第二項の規定により認定管理統括荷主の認定を取り消すときは、その旨及びその理

〔新設〕

〔新設〕

由を記載した様式第三十三による書面を当該認定が取り消される法第百十三条第一項の認定を受けた者に交付するものとする<sup>9)</sup>

(密接関係荷主と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している要件)

第八十四条 法第百十三条第一項第一号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組方針
- 二 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を行うための体制
- 三 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法

(荷主連携省エネルギー計画の認定の申請)

第八十五条 法第百十七条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の認定を受けようとする荷主及び他の荷主(次条において「申請者」という。)は、共同で、様式第三十四による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(荷主連携省エネルギー計画の認定)

第八十六条 経済産業大臣は、法第百十七条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該荷主連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に

[新設]

[新設]

[新設]

次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百七十七条第四項の規定に基づき認定する。」

2|| 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十五による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（認定荷主連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第八十七条 法第一百八条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の変更の認定を受けようとする法第一百七十七条第一項の認定を受けた荷主（以下この条、次条第二項及び第八十九条において「認定荷主」という。）は、様式第三十六による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2|| 前項の申請書及びその写しの提出は、法第一百七十七条第一項の規定に係る荷主連携省エネルギー計画（法第一百八条第一項の規定による変更の認定又は同上第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定荷主連携省エネルギー計画」という。）の写しを添付して行わなければならない。

3|| 経済産業大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る荷主連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第一百八条第四項において準用する法第一百七十七条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該荷主連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように

記載し、これに記名押印し、これを認定書として認定荷主に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十八条第四項において準用する同法第百十七条第四項の規定に基づき認定する。」

4 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十七による通知書を認定荷主に交付するものとする。

(軽微な変更)

第八十八条 法第百十八条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第百十七条第一項の認定を受けた者の名称又は住所の変更

二 前号に掲げるもののほか、荷主連携省エネルギー計画の実施に支障がないと経済産業大臣が認める変更

2 法第百十八条第二項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定荷主は、様式第三十八による届出書を提出して行わなければならない。

(認定荷主連携省エネルギー計画の認定の取消し)

第八十九条 経済産業大臣は、法第百十八条第三項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十九による書面を当該認定が取り消される認定荷主に交付するものとする。

(定期の報告)

第九十条 法第百二十条の規定による報告は、毎年度六月末日ま

[新設]

[新設]

[新設]

で、様式第四十による報告書一通を提出してしなければならない。

第九十一条 法第二百二十条の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定に必要な事項を含む。）（法第一百七十七条第四項（法第一百八条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

二 貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（法第一百七十七条第四項（法第一百八条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

三 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率（法第一百七十七条第四項（法第一百八条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

（特定エネルギー消費機器の適用除外）

第九十二条 令第十八条第二号の経済産業省令で定めるエアコン  
デিশヨナーは、次に掲げるものとする。

一 一十六 「略」

2 令第十八条第三号の経済産業省令で定める蛍光ランプのみを  
主光源とする照明器具は、次に掲げるものとする。

一 一十 「略」

〔新設〕

（特定エネルギー消費機器の適用除外）

第四十八条 令第十五条第二号の経済産業省令で定めるエアコン  
デিশヨナーは、次に掲げるものとする。

一 一十六 「略」

2 令第十五条第三号の経済産業省令で定める蛍光ランプのみを  
主光源とする照明器具は、次に掲げるものとする。

一 一十 「略」



- 3 令第十八条第四号の経済産業省令で定めるテレビジョン受信機は、次に掲げるものとする。  
一 一八 「略」
- 4 令第十八条第五号の経済産業省令で定める複写機は、次に掲げるものとする。  
一 一五 「略」
- 5 令第十八条第六号の経済産業省令で定める電子計算機は、次に掲げるものとする。  
一 一五 「略」
- 6 令第十八条第七号の経済産業省令で定める磁気ディスク装置は、次に掲げるものとする。  
一 一二 「略」
- 7 令第十八条第九号の経済産業省令で定めるビデオテープレコーダーは、次に掲げるものとする。  
一 一四 「略」
- 8 令第十八条第十号の経済産業省令で定める電気冷蔵庫は、次に掲げるものとする。  
一 一二 「略」
- 9 令第十八条第十一号の経済産業省令で定める電気冷凍庫は、次に掲げるものとする。  
一 一二 「略」
- 10 令第十八条第十二号の経済産業省令で定めるストーブは、次に掲げるものとする。  
一 都市ガスのうち一三Aのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一三Aのガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの

- 3 令第十五条第四号の経済産業省令で定めるテレビジョン受信機は、次に掲げるものとする。  
一 一八 「略」
- 4 令第十五条第五号の経済産業省令で定める複写機は、次に掲げるものとする。  
一 一五 「略」
- 5 令第十五条第六号の経済産業省令で定める電子計算機は、次に掲げるものとする。  
一 一五 「略」
- 6 令第十五条第七号の経済産業省令で定める磁気ディスク装置は、次に掲げるものとする。  
一 一二 「略」
- 7 令第十五条第九号の経済産業省令で定めるビデオテープレコーダーは、次に掲げるものとする。  
一 一四 「略」
- 8 令第十五条第十号の経済産業省令で定める電気冷蔵庫は、次に掲げるものとする。  
一 一二 「略」
- 9 令第十五条第十一号の経済産業省令で定める電気冷凍庫は、次に掲げるものとする。  
一 一二 「略」
- 10 令第十五条第十二号の経済産業省令で定めるストーブは、次に掲げるものとする。  
一 都市ガスのうち一三Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第二十五条第三項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの

二〇四 [略]

11 令第十八条第十三号の経済産業省令で定めるガス調理機器は、次に掲げるものとする。

一〇五 [略]

12 令第十八条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。

一〇四 [略]

13 令第十八条第十五号の経済産業省令で定める石油温水機器は、次に掲げるものとする。

一〇三 [略]

14 令第十八条第十六号の経済産業省令で定める電気便座は、次に掲げるものとする。

一〇二 [略]

15 令第十八条第十七号の経済産業省令で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

一〇一 [略]

16 令第十八条第十八号の経済産業省令で定める変圧器は、次に掲げるものとする。

一〇〇 [略]

17 令第十八条第十九号の経済産業省令で定めるジャー炊飯器は、次に掲げるものとする。

九十九 [略]

18 令第十八条第二十号の経済産業省令で定める電子レンジは、次に掲げるものとする。

九十八 [略]

19 令第十八条第二十一号の経済産業省令で定めるディー・ブイ・ディー・レコーダーは、次に掲げるものとする。

九十七 [略]

二〇四 [略]

11 令第十五条第十三号の経済産業省令で定めるガス調理機器は、次に掲げるものとする。

一〇五 [略]

12 令第十五条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。

一〇四 [略]

13 令第十五条第十五号の経済産業省令で定める石油温水機器は、次に掲げるものとする。

一〇三 [略]

14 令第十五条第十六号の経済産業省令で定める電気便座は、次に掲げるものとする。

一〇二 [略]

15 令第十五条第十七号の経済産業省令で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

一〇一 [略]

16 令第十五条第十八号の経済産業省令で定める変圧器は、次に掲げるものとする。

一〇〇 [略]

17 令第十五条第十九号の経済産業省令で定めるジャー炊飯器は、次に掲げるものとする。

九十九 [略]

18 令第十五条第二十号の経済産業省令で定める電子レンジは、次に掲げるものとする。

九十八 [略]

19 令第十五条第二十一号の経済産業省令で定めるディー・ブイ・ディー・レコーダーは、次に掲げるものとする。

九十七 [略]

- 20 令第十八条第二十二号の経済産業省令で定めるルーティング機器は、次に掲げるものとする。  
一 一〇 [略]
- 21 令第十八条第二十三号の経済産業省令で定めるスイッチング機器は、次に掲げるものとする。  
一 一六 [略]
- 22 令第十八条第二十四号の経済産業省令で定める複合機は、次に掲げるものとする。  
一 一七 [略]
- 23 令第十八条第二十五号の経済産業省令で定めるプリンターは、次に掲げるものとする。  
一 一六 [略]
- 24 令第十八条第二十六号の経済産業省令で定める電気温水機器は、業務の用に供するために製造されたものとする。
- 25 令第十八条第二十七号の経済産業省令で定める交流電動機は、次に掲げるものとする。  
一 [略]  
二 製品（輸出用のものを除く。）に組み込まれているものであつて、分離して法第四十七条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率が測定できないもの  
三 一〇 [略]
- 26 令第十八条第二十八号の経済産業省令で定めるエル・イー・ディー・ランプは、次に掲げるものとする。  
一 一三 [略]
- 27 令第十八条第二十九号の経済産業省令で定めるショーケースは、次に掲げるものとする。  
一 一三 [略]
- 20 令第十五条第二十二号の経済産業省令で定めるルーティング機器は、次に掲げるものとする。  
一 一〇 [略]
- 21 令第十五条第二十三号の経済産業省令で定めるスイッチング機器は、次に掲げるものとする。  
一 一六 [略]
- 22 令第十五条第二十四号の経済産業省令で定める複合機は、次に掲げるものとする。  
一 一七 [略]
- 23 令第十五条第二十五号の経済産業省令で定めるプリンターは、次に掲げるものとする。  
一 一六 [略]
- 24 令第十五条第二十六号の経済産業省令で定める電気温水機器は、業務の用に供するために製造されたものとする。
- 25 令第十五条第二十七号の経済産業省令で定める交流電動機は、次に掲げるものとする。  
一 [略]  
二 製品（輸出用のものを除く。）に組み込まれているものであつて、分離して法第八十条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率が測定できないもの  
三 一〇 [略]
- 26 令第十五条第二十八号の経済産業省令で定めるエル・イー・ディー・ランプは、次に掲げるものとする。  
一 一三 [略]
- 27 令第十五条第二十九号の経済産業省令で定めるショーケースは、次に掲げるものとする。  
一 一三 [略]

(エネルギー消費効率)

第九十三条 法第四十七号第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率は、別表第五の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器について同表の下欄に掲げる数値とする。

(特定熱損失防止建築材料の適用除外)

第九十四条 令第二十一条第一号の経済産業省令で定める断熱材は、次に掲げるものとする。

一・二 [略]

2 令第二十一条第二号の経済産業省令で定めるサッシは、次に掲げるものとする。

一・四 [略]

五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する防火設備であるもの

3 令第二十一条第三号の経済産業省令で定める複層ガラスは、次に掲げるものとする。

一・二 [略]

(熱損失防止性能)

第九十五条 法第五十二条第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能は、別表第六の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる数値とする。

(開示)

第九十六条 法第五十四条の経済産業省令で定める情報は、一定の時間ごとの電気の使用量とする。

(エネルギー消費効率)

第四十九条 法第八十条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率は、別表第五の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器について同表の下欄に掲げる数値とする。

(特定熱損失防止建築材料の適用除外)

第四十九条の二 令第十八条第一号の経済産業省令で定める断熱材は、次に掲げるものとする。

一・二 [略]

2 令第十八条第二号の経済産業省令で定めるサッシは、次に掲げるものとする。

一・四 [略]

五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する防火設備であるもの

3 令第十八条第三号の経済産業省令で定める複層ガラスは、次に掲げるものとする。

一・二 [略]

(熱損失防止性能)

第四十九条の三 法第八十一条の四第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能は、別表第六の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる数値とする。

(開示)

第五十条 法第八十一条の六の経済産業省令で定める情報は、一定の時間ごとの電気の使用量とする。

第九十七条 法第五十四条の経済産業省令で定める方法は、インターネットの利用による方法、書面の交付による方法及び電磁的方法により提供する方法とする。ただし、当事者間に開示の方法の合意がある場合は、この限りでない。

第九十八条 法第五十四条の経済産業省令で定める業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合は、社会通念上適切でないと認められる短期間に大量の情報の開示を求められる場合及び同一の電気を使用する者から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることよって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる場合とする。

(計画の作成及び公表)

第九十九条 法第五十五条第一項第二号において経済産業省令で定める情報は、三十分ごとの電力量並びに測定の日及び時刻とする。

(立入検査の身分証明書)

第一百条 法第六十二条第十一項の証明書の様式は、様式第四十一によるものとする。

(光ディスクによる手続)

第一百一条 第三十五条の計画書、第三十六条の報告書、第五十二条の報告書、第五十七条の報告書、第七十八条の計画書、第七十九条の報告書及び第九十条の報告書の提出については、当該計画書及び報告書に記載すべきこととされている事項を記録し

第五十一条 法第八十一条の六の経済産業省令で定める方法は、インターネットの利用による方法、書面の交付による方法及び電磁的方法により提供する方法とする。ただし、当事者間に開示の方法の合意がある場合は、この限りでない。

第五十二条 法第八十一条の六の経済産業省令で定める業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合は、社会通念上適切でないと認められる短期間に大量の情報の開示を求められる場合及び同一の電気を使用する者から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることよって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる場合とする。

(計画の作成及び公表)

第五十三条 法第八十一条の七第一項第二号において経済産業省令で定める情報は、三十分ごとの電力量並びに測定の日及び時刻とする。

(立入検査の身分証明書)

第五十四条 法第八十七条第十一項の証明書の様式は、様式第二十一によるものとする。

(光ディスクによる手続)

第五十五条 第十五条の計画書、第十七条の報告書、第二十六条の報告書、第四十五条の計画書及び第四十六条の報告書の提出については、当該計画書及び報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第二十二の光ディスク

た光ディスク及び様式第四十二の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

(光ディスクの構造)

第二百二条 「略」

(電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例)

第百三条 第五条の届出書、第七条の申出書、第八条第五項の申請書、第十二条の届出書、第十三条第三項の申請書、第十五条の届出書、第十六条の申出書、第十七条第六項の申請書、第二十二條の届出書、第二十三條第十項の申請書、第三十三條の届出書、第三十四條の申出書、第三十五條第一項又は第二項の計画書、第三十六條の報告書、第四十の届出書、第四十二條の申出書、第四十四條第一項の申請書、第四十七條の申請書、第四十九條第一項の申請書、第五十條第二項の届出書、第五十二條の報告書、第五十七條の報告書、第七十五條の届出書、第七十七條の申出書、第七十八條第一項又は第二項の計画書、第七十九條の報告書、第八十二條第一項の申請書、第八十五條の申請書、第八十七條第一項の申請書、第八十八條第二項の届出書及び第九十條の報告書(以下「届出書等」という。)を提出しようとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)(以下「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織(経済産業大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報組織をいう。)を使用して提出をするときは、経済産業大臣の定めるところにより、提出しようとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産

提出票を提出することにより行うことができる。

(光ディスクの構造)

第五十六条 「略」

(電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例)

第五十七条 第五条の届出書、第五条の三の申出書、第六条第四項の申請書、第六条の三の届出書、第六条の四第三項の申請書、第六条の六の届出書、第七条の申出書、第八条第三項の申請書、第九条の届出書、第十一条第三項の申請書、第十三条(第二十二條において準用する場合を含む。)の届出書、第十五條の計画書、第十七條の報告書、第二十一條の申出書、第二十二條の三の届出書、第二十二條の五の申出書、第二十六條の報告書、第四十二條の届出書、第四十四條の申出書、第四十五條の計画書及び第四十六條の報告書(以下「届出書等」という。)を提出しようとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)(以下「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織(経済産業大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報組織をいう。)を使用して提出をするときは、経済産業大臣の定めるところにより、提出しようとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならぬ。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条第三

業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならぬ。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項の規定は適用しない。

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三十五条の計画書、第三十六条の報告書、第五十七条の報告書、第七十八条の計画書及び第七十九条の報告書（以下この項及び次条において「報告書等」という。）を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主等は、当該報告書等を書面等（情報通信技術利用法第二条第三号に規定する書面等をいう。）により提出するときに記載すべきこととされている事項、次条第二項の規定により付与された識別符号並びに当該特定事業者等及び当該特定荷主等がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次項において「設定暗証符号」という。）を、特定事業者等及び特定荷主等の使用に係る電子計算機から入力して、当該報告書等を提出しなければならない。

3 報告書等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第二条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであつて、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次条第二項の規定により付与される識別符号及び設定暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告書等を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主等の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

（事前の届出等）

第四百四条 前条の電子情報処理組織を使用して同条の規定による

項の規定は適用しない。

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して第十五条の計画書、第十七条の報告書、第二十六条の報告書、第四十五条の計画書及び第四十六条の報告書（以下この項及び次条において「報告書等」という。）を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主は、当該報告書等を書面等（情報通信技術利用法第二条第三号に規定する書面等をいう。）により提出するときに記載すべきこととされている事項、次条第二項の規定により付与された識別符号並びに当該特定事業者等及び当該特定荷主がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次項において「設定暗証符号」という。）を、特定事業者等及び特定荷主の使用に係る電子計算機から入力して、当該報告書等を提出しなければならない。

3 報告書等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第二条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであつて、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次条第二項の規定により付与される識別符号及び設定暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告書等を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

（事前の届出等）

第五十八条 前条の電子情報処理組織を使用して同条の規定によ

<p>届出書等及び報告書等を提出しようとする者は、様式第四十三の電子情報処理組織使用届出書を当該者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は当該者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長（以下この条において「所轄経済産業局長」という。）にあらかじめ届け出なければならぬ。</p> <p>2 所轄経済産業局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に、識別符号及び暗証符号を付与するものとする。</p> <p>3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第四十四又は様式第四十五によりその旨を所轄経済産業局長に届け出なければならない。</p> <p>別表第一（別表第三） 〔略〕</p> <p>別表第四（第九十二条関係） 〔略〕</p> <p>別表第五（第九十三条関係） 〔略〕</p> <p>別表第六（第九十五条関係） 〔略〕</p>	<p>届出書等及び報告書等を提出しようとする者は、様式第二十三の電子情報処理組織使用届出書を当該者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は当該者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長（以下この条において「所轄経済産業局長」という。）にあらかじめ届け出なければならぬ。</p> <p>2 所轄経済産業局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に、識別符号及び暗証符号を付与するものとする。</p> <p>3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第二十四又は様式第二十五によりその旨を所轄経済産業局長に届け出なければならない。</p> <p>別表第一（別表第三） 〔略〕</p> <p>別表第四（第四十八条関係） 〔略〕</p> <p>別表第五（第四十九条関係） 〔略〕</p> <p>別表第六（第四十九条の三関係） 〔略〕</p>
<p>備考 表中「」の記載は注記である。</p> <p>様式第一から様式第二十五までを次のように改める。</p>	



様式第一く様式第二十五

〔略〕

様式第二十五の次に次の二十様式を加える。

様式第二十六く様式第四十五

〔略〕

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第三十五条第二項及び第七十八条第二項の規定は、平成三十二年三月三十一日までは、適用しない。